

平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件 (本訴、反訴)

本訴原告 (反诉被告) 豊田 泰史

本诉被告 (反訴原告) 吉田 益夫

準備書面 (1)

平成26年9月1日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御 中

本诉被告 (反訴原告) 吉田 益夫



本诉被告 (反訴原告) は、本訴原告 (反诉被告) の平成26年7月23日付準備書面 (1)、反訴答弁書に対して、下記の通り反論します。

第1 本訴原告の準備書面 (1) に対する反論

1. 第1について

本件で本诉被告が懲戒請求で問題にしている事案の解決方法は、下記の3点であると本诉被告は当初から考えていた。

①本訴原告らが特定したという投稿者と本訴原告らがとが話し合い又は、訴訟等で司法判断を仰ぎ、その結果によって処置する。

②捜査機関の捜査に委ね、捜査機関にもともと問題になっている件の措置を委ねる。

③本件原告らが、裁判所に仮の救済の司法判断を仰ぎ、その結果によって処置する。

本件被告が、懲戒請求を提出した時点 (平成26年2月28日) では、本訴原告らは、どの行為についても行われていなかった。

なお、②については、本訴原告らが特定したという投稿者という人物 (■■■■氏) の陳

述書（乙19号証）と本訴被告に捜査機関の捜査が、今日現在入っていないという事実と、
で、本件原告らは、②の行為も行っていなかったと本訴被告は断定している。

本訴原告らは、③について、平成26年5月13日に仮処分の申立を行っているが、本訴
被告に対する名誉毀損と主張するこの損害賠償の提議は、平成26年4月24日であり、
本訴被告に対する刑事告訴の告訴状の日付は、それより早い平成26年4月14日である。

これは、本訴原告が、依頼者である訴外 有限会社銀徳 及び、有限会社銀徳 代表取締役 吉
村公俊氏が主張する権利及び正当な利益より、自分たちの利益、保身を優先にしていたことが明
白である。

これは、日本弁護士連合会規定の弁護士基本規定の第七十六条の「不当な利益のため、裁判手
続きを延滞させてはならない。」に抵触し、弁護士法二十二条にある、「弁護士は、所属弁護士会
及び日本弁護士連合会の会則を守らなければならない。」に違反し、違法行為であるのは明らか
である。

また、 氏より入手した花田県議が 氏に送付したというメール（乙9号証）、
氏の陳述書（乙19号証）より、本訴原告らが、依頼者が、訴外、 氏との和解の意思を尊
重せず、自己の利益、自己の保身のため和解に反対したのは、日本弁護士連合会規定の弁護
士基本規定の第二十二條の依頼者の意思の尊重に反し、これもまた、弁護士法二十二条に違反
する。

このような、違法行為の上での、名誉毀損の主張については、名誉毀損を悪用して、刑事告訴、
損害賠償請求を行っていると言うしかない。

本訴被告の当事者ではないという主張は、当事者以前の問題であり、訴え自体が弁護士法第一
條の「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」に反する「自分
の利益と自分の立場を守ることを使命とする」訴えであるので、空虚の訴えとしか考えようがない。
空虚の訴えについては、当然、当事者であるはずがない。

ただ、本訴被告は、和歌山弁護士会、日本弁護士連合会が、不当な懲戒請求で、本訴被告の間

題提議を虚偽と断定するのなら、当事者としてはあり得るとは考えている。

本訴被告は、本訴原告は、弁護士としての認識・知識が欠如していると言わざる得ないと判断している。

2. 第2の1. について

(1) (1) について

本訴被告らは、答弁書で本訴原告らは訴外 ■■■■■ 氏に対して送付した内容証明による通知書(乙第3号証)の内容では、本訴被告のサイトに関して本訴原告が訴外 ■■■■■ 氏に対する要求が不可能であるのを知っていた。その証拠に現実には、今、現在、本訴原告らは訴外 ■■■■■ 氏に対して、今、現在、訴えを起こしていない。

これは、仮処分の申立・決定で本訴被告に発信者情報開示を行ってもらい、それをもとに経由プロバイダから個人情報を入手しないと本訴原告らは ■■■■■ 氏に対して訴えを起こせないからである。その仮処分の申立を本訴被告らが行ったのは、平成26年5月13日である。平成26年2月10日の本訴原告らの ■■■■■ 氏に対して送付した内容証明による通知書(乙第3号証)の段階、また平成26年2月19日付本訴原告らの本訴被告に対して送付した内容証明による通知書(乙第1号証)の段階では、本訴原告らは、法的措置を行うつもりがなかったと判断している。

これは、いつ ■■■■■ 氏に裁判を起こすのか、まったく不明な状態にあったのが明白である。つまり、平成26年2月28日の本訴被告が懲戒請求を提出した段階では、本訴原告らはいたずらに、 ■■■■■ 氏に対する裁判を引き伸ばせる状態にあったということである。その意味がわからないのではなく、わかれば、懲戒請求で本訴被告が提議した問題が正当であることを認めることになるので、本訴原告らは、上記について、意味不明とごまかしていると判断している。

(2) (2) について

本訴原告らの本訴被告に対して送付した内容証明による通知書(乙第1号証)の公開は、著作権

を持つ投稿者や閲覧を行う利用者に対して意見を求めるために必要だったからである。特に、著作権という権利を持つ投稿者から意見を聞くことは、法治国家の国民であれば、当然の話で、これが、法治国家の国民の常識である。権利をもった人たちをないがしろにする姿勢は法治国家としては、あってはならない行為であるからだ。このことから、本訴原告らは弁護士法第一条の弁護士の使命が欠如している証拠だと判断している。

この仮処分決定についても、仮の救済であり、本訴訟で本訴原告らが敗訴して損害賠償責任が生じることもあり得るために担保を立てて決定が下されている。

サイト管理者の段階では、匿名掲示板の場合、投稿者自身の身元がわかる等のリスクのため、投稿者の意思及び投稿者が持っている事実・証拠が本诉被告に伝わる事がほとんどないので、答弁も形だけのものになり、仮処分の決定は、債権者の言い分が通ることになる。

しかし、違法かどうかは、最終的に投稿者と依頼者及び本訴原告らとの係争で決まる。

そのため、本訴原告らの主張は、誤りを多分に含んでいるとしか言い様がない。

なお本诉被告のサイトでは、仮の救済であっても、司法判断ということで、仮処分の決定に従って処置を行っており、異議の申立は行っていない。これは、投稿者サイドにもリスクはあるとしても、サイト管理者に十分な情報・証拠を与えていないという落ち度が生じているからである。

もともとの問題にしても、平成26年2月28日の回答書(乙 第22号証)で、司法判断が出れば、それに従う旨の回答を行っている。

本訴原告が、証拠として提出の甲第8号証は、本诉被告が、平成26年2月28日の回答書(乙 第22号証)に沿って処置を行っている証拠でもある。

なお、発信者情報も、本诉被告から本訴原告らに引き渡しており、本诉被告のサイトにはデータがないので、捜査機関の捜査は、本訴原告らに対応することになる。ここで、本訴原告らの本诉被告に対して送付した内容証明による通知書(乙第1号証)の要求と本诉被告が懲戒請求で、問題提議した問題は、この仮処分申立、仮処分決定、仮処分執行(乙第6号証、甲第7号証、甲第8号

証)によって解決している。

(3) (3)について

本訴原告らが投稿者と特定した訴外 ■■■■■氏の主張は陳述書(乙第19号証)を見れば、明らかである。これについて、本訴被告が事情聴取を行った内容は網羅されているのを確認している。

また、■■■■■氏の主張と本訴原告らとの主張が激しく対立しているため、処置には、司法判断が必要なことは、明白である。

このように、双方の主張が対立している場合、公正な処置を行うには、司法判断が必要である。

しかし、本訴原告らは、本訴被告に対し、公正な処置の妨害を行っている主張をしているとは思えない。

(4) (4)について

捜査機関に捜査を依頼した場合、本訴被告のサイトのように、投稿と発信者情報が一体になっているサイトとを対象とする場合は、捜査機関にすべてを委ねて、削除要求のような余計なことを行わないのが常識である。当然、捜査妨害に該当することも多々あるからである。

そういう余計なことを要求するのは、無知であるのか、捜査機関に捜査を依頼しているということが虚偽・偽計であるかのどちらかであると考えるのが当然であり常識でもある。

これも、本訴被告が、懲戒請求を提出した理由の一つでもある。

■■■■■氏の陳述書(乙第19号証)から、本訴被告のサイトに関する■■■■■氏への取調べがまったくなく、それにも関わらず書類送検が行われていて、本訴被告のサイトに対しても、今、現在も捜査機関からの捜査がないところから判断して、本訴被告のサイトを対象にした捜査を本訴原告らは依頼しておらず、平成26年2月19日付本訴原告らの本訴被告に対して送付した内容証明による通知書の記述にある刑事告訴については、虚偽・偽計であると言わざるを得ない。虚偽・偽計であるなら、本訴原告らは、通知書(乙第1号証)をもって偽計業務妨害を本訴被告のサイトに

行ったことになる。

なお、投稿・発信者情報の別途保管については、本诉被告のサイトでは、有料での依頼があれば請け負うが、本訴原告らからは、そのような依頼はない。

2. 第2の2について

(1) (1)について

早急に記事の削除を求めても、本訴原告らと本訴原告らが特定した投稿者との間で主張が激しく対立すると、管理者は、対処ができないのは当然の話である。そのため、司法判断を仰ぐことを回答書で求めている。しかし、本訴原告らは記事の処置より、自分たちの保身と利益を優先して、本诉被告に対する甲第6号証の刑事告訴(平成26年4月14日付)、また本訴訟(平成26年4月24日付)を先に行い、依頼者の乙第6号証の仮処分申立(平成26年5月13日付)を後回しにした事実がある限り、依頼人が被害を蒙っているとの本訴原告らの主張にまったく説得力がない。常識的に判断して、依頼者の乙第6号証の仮処分申立(平成26年5月13日)を最優先にするのが当然の行為であろう。当然、弁護士職務基本規定、第二十一条「正当な利益の実現」に抵触し、つまり弁護士法第二十二条「会則を守る義務」に抵触する行為を行っているのである。そのような本訴原告らが、屁理屈で、本诉被告を非難するのは言語同断である。

依頼者の乙第6号証の仮処分申立(平成26年5月13日付)を最優先にすれば、少なくとも一ヶ月早く、処置は完了した。

(2) (2)について

本訴原告らが投稿者と特定した訴外 ■■■■■氏は、明確に、本诉被告のサイトに投稿したと認めていないので、■■■■■氏の陳述書(乙第19号証)から、■■■■■氏は、本诉被告のサイトに投稿したことをはっきりと認めていない。

本诉被告は、引き続き、機会を作って、■■■■■氏から事情聴取を行うが、たとえ、本诉被告のサイトに投稿したと認めても、名誉毀損は陳述書(乙第19号証)の内容から認めないと思われる。つ

まり、■■■■氏の主張と本訴原告らとの主張は、今、現在も対立している。本訴被告は、仮処分の決定(甲第7号証)に従って、処置を行っているので、その対立については、既に無関係である。ただ、違法と主張する記事の特定が行われていたのなら、遅くとも、反訴被告に対する刑事告訴より前に出ているはずである。それが、本訴訟の約一ヶ月後に、違法と主張する記事の特定を行って仮処分申立を行っているのは、平成26年2月19日以前には、特定が行われていなかったのが明らかである。

なお、平成26年2月28日に本訴被告が出した回答書(乙第22号証)の文面では、当方に訴訟を起こすことを促す文面にはなっていない。あくまでも、当事者は、本訴原告の主張では、■■■■氏と本訴原告らだからである。

予想はしていたが、■■■■氏と本訴原告らの訴訟は、未だ提議もされていない。

本訴被告の懲戒請求をこのまま放置をすれば、本訴原告らは、本訴被告の出した懲戒請求によって、弁護士職務基本規定の第七十六条に抵触する。

そのため、本訴原告らは、乙第6号証の仮処分申立(平成26年5月13日付)を行ったと解釈している。

その結果、本訴被告の出した懲戒請求で本訴被告が問題にしていた事案が解決した。

これを、弁護士懲戒制度の濫用と主張する本訴原告らは、悪意を持って平成26年2月19日付内容証明による通知書(乙第1号証)を本訴被告に送りつけたとしか考えようがない。

(3) (3)について

上記(1) (2)から、本訴原告らは意味不明の懲戒請求と主張するが、本訴被告の懲戒請求の意味を十分理解していたのは明白である。

3. 第2の3について

(1) (1)について

意味不明で理解できないが、特にご丁寧にアンダーラインが引かれた部分が最も意味不明である。

一般的に言って、法律用語を使って、自分の投稿の適法性を主張できるということは、ある程度は、自分自身でリーガルチェックを行っている投稿と言える。そういう投稿について、違法行為が前提とは、意味不明である。むしろ、程度問題はあっても、法律に照らし合わせているので合法行為が前提である。

意味不明なので、一般的なことしか言えないが、投稿で違法性阻却事由があるというのは、一見すれば、素人には適法性が感じられないが、投稿者にとっては当然の権利・義務を主張しているものである。その当然の権利・義務が合法であれば違法性阻却事由が成立する。

そういう当然の権利・義務がなにかを理解していない素人で、弁護士ができるものであると逆に感心している。

(2) (2)について

乙第6号証の仮処分申立(平成26年5月13日付)のことを指していると思われるが、本訴被告の答弁書(乙第20号証)をよく読めば、そのような主張をやっていないことが、容易にわかる。おそらく本訴被告の答弁書をまったく読んでいないのであろう。

乙第6号証の仮処分申立(平成26年5月13日付)対象については、その時点では、和歌山県警岩出署が捜査中のものであり、本訴被告には、その状況がまったくわからない状況での審尋であった。そのため、発信者情報開示に応じることができるが、捜査対応については、不明な点多々あり、審尋で逆にこちらからも尋問を行ったが満足いく回答は得られなかった。電子データで提供というのは、審尋で説明した通り、違法性阻却事由のある投稿が含まれていると、本訴被告が判断していたからである。そのため、違法性阻却事由がある投稿はいったん削除しても、再度復帰させないといけなくなるので、電子データ提供を条件として提案した。これは、本訴原告らのコンピュータリテラシーが、非常に低いことが、過去の審尋等のやりとりでわかっていて、実際の復帰のときに大きな問題となるのが予想されたからである。

これを説明しても、本訴原告らは理解できないのがわかっていたため、あえて詳しい説明は、審尋

のときには行っていない。

結果的には、電子データ提供ではなく、紙媒体で発信者情報データを引き渡したが、紙媒体の発信者情報データは、テキストファイルで打ち込むと電子データとして、本訴被告のデータベースに流し込める情報を満足する形で引き渡している。しかし、実際、復帰の必要性が出たときには、本訴原告らは紙データから電子データ化できないのは明白である。

また、和歌山県警岩出署が捜査中にかかわらず、あえて証拠隠滅を疑われるようなことを行うことに強い疑問を持つのは、当然である。

ここからも、刑事告訴の対象が原告被告のサイトも含まれているというのは、虚偽・偽計であると言わざる得ない背景ともなっている。

審尋のときは、当方が理解に苦しむわけのわからない質疑が多数であったので、答える自体が不可能なものもあった。反訴被告の記憶にはないが、 氏の書き込みが名誉毀損になるのかどうかを質疑したと本訴原告が主張しているが、双方が激しく対立しているものを当方が判断することはできないから答えられないのは当然である。

 氏は、当時も、今もまだ名誉毀損を否定しているのだから、当然の話である。それは、 氏の陳述書(乙 第19号証)を見ればわかる。

(3) (3)について

公益性、公共の利害の根拠は、第一に、本訴答弁書には「準公人の業務の問題」とはっきり明示している。つまり、弁護士職務の問題である。

弁護士職務についての公益性、公共性については、平成26年(ヨ)第37号 情報削除仮処分申立事件で、和歌山地方裁判所民事部保全係に説明書を提出している。(乙第21号証)

3. 第3について

本訴原告が主張しているのは、本訴原告の損害ではなく、訴外で被害者と主張している依頼者が主張する損害である。

これは、本訴被告とはまったく関係がない話である。まったく関係がない話を出してきているのは、本訴原告が、本訴被告に対して損害賠償を行う根拠がないと本訴原告らが白状しているようなものである。

本訴答弁書では、捜査機関の問題など指摘していない。本訴原告が最初から発端の事件に対して本訴原告らを捜査機関に捜査を委ねていない責任を指摘している。

本訴原告らが、捜査機関に捜査を委ねていれば、なにも問題が発生せずに事件処理が行われていたというのは、本訴原告らも認めているしか考えられない記述でもある。

本訴原告らは、もともとの事件に対して最初から捜査機関に捜査を委ねなかったという責任は大きい。

4. 第5について

本訴原告らが損害賠償を提議している対象は、本訴被告が提出した懲戒請求ということだが、その懲戒請求の発生の原因は、本訴原告らの行為にある。その行為を棚上げにして、本訴訟が争えるはずがない。それを必死で棚上げにする本訴被告らの主張は言語道断である。

本来部外者である本訴被告の本人尋問を本訴原告らは要求しているようだが、懲戒請求で本訴被告が提議した問題が解決した中で次々と現れる本訴原告らの違法行為の疑いに対して、むしろ本訴原告の本人尋問が必要である。

第2 反訴被告の反訴答弁書に対する反論

1. 第2について

(1)1について

事実関係上、発端となった事件については、反訴原告は部外者である。つまり第三者である。

これは、誰が見ても、関係がないのは、明らかである。

このような事実関係を否定するのは、反訴被告が虚偽をもってでも、責任逃れをしているのか、そ

れども、発端となった事件が反訴被告にとって都合が悪いと虚偽をもってごまかしているものであり、反訴被告が責任を認めていると反訴原告は判断している。なお、発端となった事件の経緯については、発端となった事件の当事者の■■■■氏の陳述書に詳しく書かれているが、これからしても、反訴被告の責任は重大である。こういう責任から逃れたいが故に反訴被告は、「まったく意味がわからない」とごまかしている無責任極まりない反論である。

(2) 2について

もともと他人間の紛争が、反訴原告のサイトに飛び火したもので、その事実関係を否定するのは、なにか反訴被告にとって都合の悪い事実があるためだと白状しているようなものである。本訴の損害賠償事件は、単独で突然、起こったと反訴被告は主張したいようだが、単独で、突然、起こった事件ではないのは、経緯から見ても明らかである。

(3) 3について

反訴被告の理解不足には、呆れている。訴外 ■■■■氏に対して、反訴被告が不可能な要求を突きつけたことが、■■■■氏の態度を硬化させ、事態を複雑にさせたのは明らかである。その不可能な要求を突きつけたのは認めている。

そのような事態の複雑さが、反訴原告の懲戒請求に結びついたのも理解できないようである。

ここでも、反訴被告が不法行為と主張するものは、突然、出てきたものと主張したいようであるが、発端となった事件と連続でつながっているのは、誰の目にも明らかである。それが反訴被告には都合が悪いというのをここでも白状している。

(4) 4について

反訴被告は、捜査機関に捜査を委ねているのに捜査妨害を強要するようなことを要求したことをごまかしたいのだろうが、捜査機関に捜査を委ねたら、捜査機関に捜査を任せるのが常識である。

だが、発端となった事件の当事者であり、名誉毀損の投稿をしたと反訴被告らが特定した■■■■
■■■■氏の陳述書によると、■■■■氏は、和歌山県警岩出署の取調べで、反訴原告のサイトについては

いっさい取り調べが行われず、それでも書類送検となっており、反訴原告のサイトに対しても捜査が行われていないので、反訴原告のサイトは、捜査の対象となっていないのは明白である。つまり、反訴被告らが、反訴原告に送付した平成26年2月19日付内容証明による通知書(乙第1号証)中の「和歌山地方検察庁に告訴状を提出済み」とあるのは、虚偽であるか、告訴状を出しているが、対象に反訴原告のサイトが含まれているように偽計を行っているとしたか考えられない。反訴被告らが虚偽や偽計を行っているのなら、捜査機関が動くことがないので、当然、発信者情報が消失しても、捜査妨害にもならないし、証拠隠滅にもならない。そのため、反訴被告らは、虚偽や偽計を行っていると言っているのなら、反訴被告らは、反訴原告が刑事告訴を行って刑法第二百三十三條の「信用毀損及び業務妨害」を問われることになる。

反訴被告は、 氏と反訴被告とがいつ裁判を始めるかまったく不明なのを問題にしたのは、回答書(乙22号証)で司法判断が出たら処置すると答えているが、いつまでたっても処置ができない事態となりかねないからである。回答書のこの文面があることは反訴被告にとっては都合が悪いので、意味不明と主張していると判断している。

(5)5について

 氏の陳述書(乙第19号証)によると、和歌山県議会 花田議員に和解の仲介を頼み、訴外 有限会社 銀徳 代表取締役 吉村公俊氏も和解の意思を持っていたが、反訴被告らが、これを妨害したとある。これは、弁護士基本規定第二十二條の「依頼者の意思の尊重」に抵触する。つまり、弁護士法二十二條の会則を守る義務に抵触する。

反訴被告らは、「このような人物と和解などできるはずがない。」と決め付けて、依頼者の意思に反する対応を行うので、事態がより複雑になって行くのである。

 氏は、反訴被告らが送付した内容証明による通知書(乙第3号証)中に 氏にとって不可能な要求があつて、態度を硬化させた面があつたのかもしれないが、 氏の陳述書によると有限会社 銀徳 代表取締役 吉村公俊氏と和解する意思を示していた。

(6)6について

明らかに、意味不明であるが、下記の事実がある。

反訴被告は、反訴原告に対する甲第6号証の刑事告訴(平成26年4月14日付)、また本訴訟(平成26年4月24日付)を先に行い、依頼者の投稿削除・発信者情報開示の乙第6号証の仮処分申立(平成26年5月13日付)を後回しにしたという事実がある。

つまり、自己の利益、自己の保身を優先にして、依頼者の利益を後回しにしている。このため、仮の救済とはいえ、反訴被告の責任で少なくとも、一ヶ月は、司法判断が出るのが遅れている。それで、依頼者の権利が侵害されているから、早急に処置なんて言える立場にない。

つまり、弁護士倫理からしても、意味不明な行為を行っている。

口頭弁論は公開で行われている。そのために傍聴に来た方が、理解できるように裁判所に提出した書類は公開するのは当然の話である。

ましてや、サイト運用上、運用に大きく関係しているので、裁判記録は、利用者に公開するのが筋である。また利用者の中には、関係するものも出てくるので当然の義務でもある。

自己の利益、自己の保身のために意味不明なことを主張するのなら、言語道断である。

(7)7について

反訴被告らは、「給料をもらいに行ったら借用書を書かされた」ということが発端の事件が、重大事件だと主張しているが、反訴原告を含め、大多数の人間はとるに足らない事件だと思っている。むしろ、このような事件に法定代理人まで絡んでくること自体、非常に滑稽でお粗末な事件だと見られている。

このような事件の場合は、なるべく当事者同士で話を解決して、第三者をなるべく噛まさないで処置するのが普通であり、常識である。

反訴原告は、反訴被告らのように、「給料をもらいに行ったら借用書を書かされた」という発端の事件が、重大事件であるというレベルではないということであり、当事者間で容易に解決できる取るに

足りない事件で、それが第三者も巻き込む事件になっているのはお粗末な話であると考えてるのは当然な話である。

(8)8について

具体的な不法行為については、上記で網羅されている。

また、このような話で、反訴原告のサイトで混乱が起こり、反訴原告の業務に支障が生じているのは、明らかに業務妨害としか言いようがない。

以 上

平成26年(ワ)第194号
損害賠償等請求事件(本訴、反訴)
本訴原告(反诉被告) 豊田泰史
本诉被告(反訴原告) 吉田益夫

証拠説明書(2)

平成26年9月1日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御中

本诉被告(反訴原告) 吉田 益夫



本诉被告(反訴原告)は次の通り証拠説明をする。

乙	題目	作成年月日	原写	作成者	立証趣旨等
19	■■■■氏の陳述書	平成26年8月22日	写し	■■■■氏	発端になった事件から現在まで連続している経緯に関する発端の事件の当事者の主張
20	仮処分申立(平成26年(ヨ)第33号)に対する答弁書	平成26年6月3日	写し	本诉被告(反訴原告)	捜査機関の捜査に対する問題について、本诉被告(反訴原告)が審尋で質疑を行っている。
21	説明書	平成26年6月26日	写し	本诉被告(反訴原告)	弁護士の職務の公益性、公共性の本诉被告(反訴原告)の見解
22	回答書(本紙のみ)	平成26年2月28日	写し	本诉被告(反訴原告)	本诉被告(反訴原告)は司法判断が出れば処置を行うとの通知を行っている。